

景観重要建造物・景観重要樹木

市民が感じる良い風景、心地よい風景の重要な要素となっている建造物、樹木を「景観重要建造物」、「景観重要樹木」に指定し、風景づくりの拠点として活用していきます。

(1) 景観重要建造物

- 伝統的な風景の要となっており、失われてはならないもの
- 地域の風景づくりの規範となるもの
- 地域の歴史、文化を感じさせ、地域住民に大切にされているもの

(2) 景観重要樹木

- その樹容(樹形や大きさ)から、地域のランドマークとなっているもの
- 樹木そのものが風景を創り出しているもの
- まちなみ風格やうるおいを与えていたるもの
- 故郷、伝承にまつわる樹木で古くから地域住民に親しまれているもの



景観重要公共施設

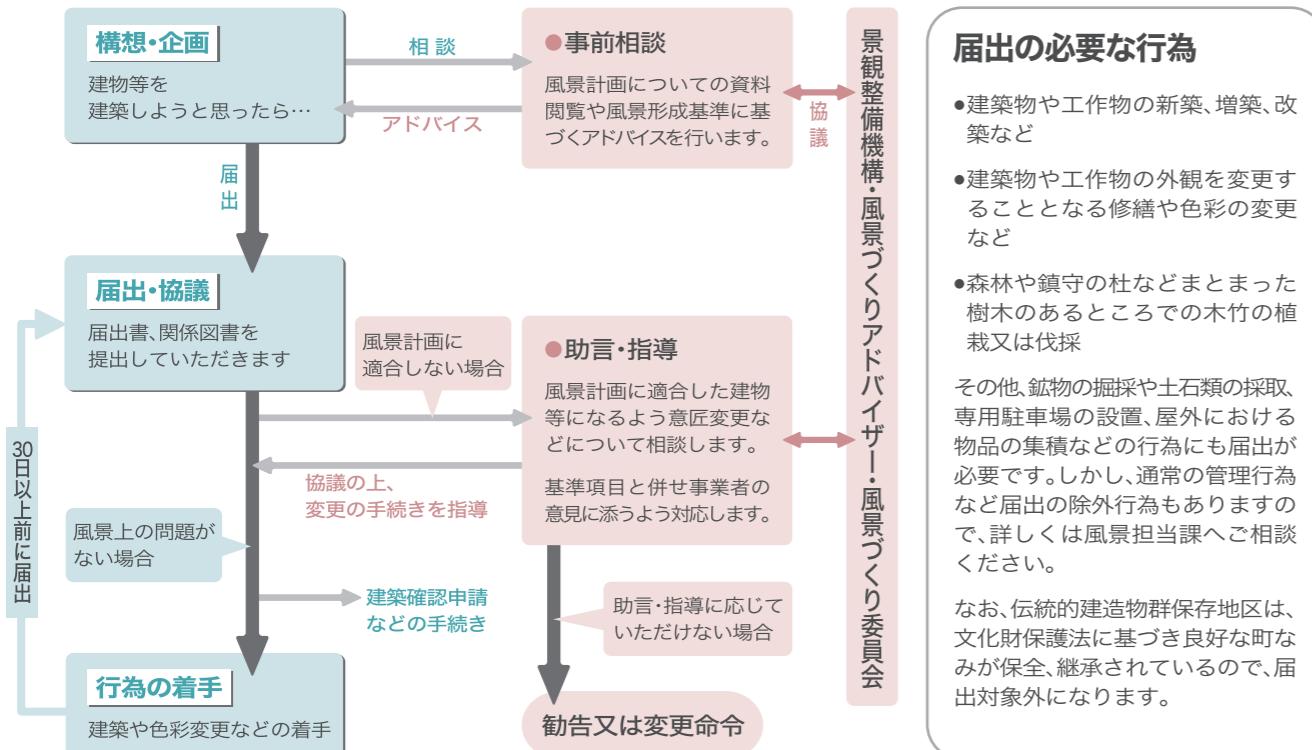
伝統的な風景は開町以来の都市基盤が骨格となっており、伝統的な風景の形成には、それらを保全、再生することが必要です。

道路や公園などの公共施設は、再整備を行ったり、新設したりすることで風景に大きな影響を与えます。このため、伝統的な風景において重要な公共施設を「景観重要公共施設」に指定し、伝統的な風景に配慮した保全、再生、創出を図ります。



景観法に基づく手続きの流れ

より良い風景づくりにむけて、事前相談をしてください



Q&A

Q 今、なぜ風景なのですか？

A 地域ごとの個性(地域らしさ)ある風景を大切にしていくことで、まちの活性化の土台づくりをしていくためです。単にまちの外観を美しくしたり、観光のためにするものではなく、風景と共に地域の伝統・文化を継承し、誇りや愛着心を持つまちを目指します。

Q 届出は誰にもらえばよいのでしょうか？

A 届出書はどなたが提出されても結構です。図面などの添付図書が必要なため、設計者や施工者である代理人が提出される事例が多くなっています。その後の協議については、事業主を中心に行っていきます。

Q 基準には柔軟性があるのでしょうか？

A 柔軟性を持って対応していきます。頑なに基準を守りとおすのではなく、環境への配慮や人口維持に順応できるよう、良質なものについては多様性を持って運用していきます。

Q 「低層」とはどの範囲を示すのですか？

A 今後の町の発展を踏まえると、高さ15M(4階程度)が一定の目安とも考えられます。しかし、本来の町なみ景観の維持を考えると高さ10M以下が最良と考えています。

Q 届出の必要な行為はどのような行為ですか？

A 建築物などの外観の変更となる行為です。建築行為はもちろんですが、植樹や塀、駐車場に対しても届出が必要となります。詳しくは「景観法に基づく手続きの流れ」をご覧下さい。

Q 届出の手続きはいつ頃すればよいのでしょうか？

A 届出は、「行為着手の30日以上前」と事前の届出として法律に定められています。また、建築確認申請より前の方が手戻りが無く良いと思います。

Q ハウスマーカーにあるようなプレハブ住宅は出来ないのでしょうか？

A プレハブ住宅の建築も可能です。地域の風景にあったデザインや素材を用いた提案をして頂いたり、植栽や外構についても基準を考慮していただければ可能となります。なお、京街道や八幡堀沿いは伝統的な要素を必要としますので、事前にご相談ください。